

「短大 研究活動上の不正行為の防止および対応に関する規程」

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」(平成26年8月26日文科科学大臣決定)に基づいて、本学における研究活動上の不正行為の防止および不正行為が生じた場合における適正な対応について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 研究活動上の不正行為

- ① 故意または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、捏造、改ざん、または盗用。
- ② ①以外の研究活動上の不適切な行為であって、科学者の行動規範(本学の「研究活動に係る行動規範」等)および社会通念に照らして研究者倫理からの逸脱の程度が甚だしいもの(不適切な行為の例:他の学術誌等に既発表または投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿する二重投稿、論文著作者が適正に公表されない不適切なオーサーシップなど。)

(2) 研究者等

本学の専任教員および本学の施設や設備を利用して研究に携わる者(学則第8条に定める付属施設に所属する専任教員以外の研究員や専任教員と共同研究を行う兼任教員など)。

(研究者等の責務)

- 第3条 研究者等は、研究活動上の不正行為やその他の不適切な行為を行ってはならず、また、他者による不正行為の防止に努めなければならない。
- 2 研究者等は、研究者倫理および研究活動に係る法令等に関する研修を受講しなければならない。
 - 3 研究者等は、研究活動の正当性の証明手段を確保するとともに、第三者による検証可能性を担保するため、実験・観察記録ノート、実験データその他の研究資料等を一定期間適切に保存・管理し、開示の必要性および相当性が認められる場合には、これを開示しなければならない。
 - 4 前項に定める「一定期間」は、論文や報告等、研究成果発表のもととなった資料(文書、数値データ、画像など)については、原則として当該論文等の発表後10年、試料(実験試料、標本)や装置等などの実体物については、原則として当該論文等の発表後5年とする。

第2章 不正防止のための体制

(総括責任者)

第4条 学長は、研究倫理の向上および不正行為の防止等に関し、本学を統括する権限と責任を有する者として、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。

(学科等責任者)

第5条 学科長は、当該学科における研究倫理の向上および不正行為の防止等に関する責任者として、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。

- 2 学則第8条に定める付属施設については、当該年度の所長が所属する学科の学科長または学部の学部長が研究倫理の向上および不正行為の防止等に関する責任者として、公正な研究活動を推進するために適切な措置を講じるものとする。

(責任者補佐)

第6条 通信教育事務部長は、学長、学科長の研究倫理の向上および不正行為の防止等に関する取組を補佐する。

(研究倫理教育責任者)

第7条 研究倫理教育責任者は学科長とし、当該学科に所属する研究者等(第5条第2項により担当する付属施設に所属する外部の研究員を含む)に対し、研究者倫理に関する教育を定期的に行い、その受講状況を管理監督しなければならない。

- 2 学科長は、学生の研究者倫理に関する規範意識の徹底を図るため、当該学科の学生に対する研究倫理教育の実施を推進するものとする。

第3章 告発の受付

(告発の受付窓口)

第8条 告発または相談への迅速かつ適切な対応を行うため、受付窓口を置くものとし、受付窓口は内部監査部として、受付窓口の責任者は内部監査部長とする。

- 2 受付窓口責任者は、受付窓口の体制を整備するものとする。また、受付窓口の担当職員が自己との利害関係を持つ事案に関与しないよう取り計らうものとする。
- 3 告発または相談の受付から調査に至るまでの責任者は、学長の指名により当該事案に係る学科長とする。責任者は学長と調整を図りながら、事案の適正な取扱いおよび運営を図るものとする。
- 4 学長は、第1項の受付窓口の名称、場所、連絡先、受付の方法等を短大のホームページに掲載するものとする。

(告発の受付体制)

第9条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者は、何人も、書面、ファクシミリ、電子メール、電話または面談により、受付窓口に対して告発を行うことができる。

- 2 告発は、原則として、顕名により、研究活動上の不正行為を行ったとする研究者または研究グループ等の氏名または名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする科学的な合理性のある理由が示されていなければならない。
- 3 受付窓口の責任者は、匿名による告発について、必要と認める場合には、学長と協議のうえ、これを受け付けることができる。
- 4 受付窓口は、告発を受け付けたときは、速やかに、学長に報告するものとする。学長は、当該告発に係る学科長に、その内容を通知するとともに、当該学科長を、第8条第3項に定める責任者として指名するものとする。
- 5 受付窓口は、告発が郵便による場合など、当該告発が受け付けられたかどうかについて告発者が知り得ない場合には、告発が匿名による場合を除き、告発者に受け付けた旨を通知するものとする。
- 6 新聞等の報道機関、研究者コミュニティまたはインターネット等により、不正行為の疑いが指摘された場合（研究活動上の不正行為を行ったとする研究者または研究グループ等の氏名または名称、研究活動上の不正行為の態様その他事案の内容が明示され、かつ、不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限る。）、学長は、これを匿名の告発に準じて取り扱うことができる。

(告発の相談)

第10条 研究活動上の不正行為の疑いがあると思料する者で、告発の是非や手続について疑問がある者は、何人も、書面、ファクシミリ、電子メール、電話または面談により、受付窓口に対して相談をすることができる。

- 2 告発の意思を明示しない相談があったときは、受付窓口は、その内容を確認して相当の理由があると認めたときは、相談者に対して告発の意思の有無を確認するものとする。
- 3 相談の内容が、研究活動上の不正行為が行われようとしている、または研究活動上の不正行為を求められている等であるときは、受付窓口は、学長に報告するものとする。学長は、当該相談に係る学科長に、その内容を通知するとともに、学科長を、第8条第3項に定める責任者として指名する。
- 4 第3項の報告があったときは、学長は、その内容を確認し、前項に定める責任者と協議のうえ、相当の理由があると認めたときは、その報告内容に係る者に対して警告を行うものとする。

(受付窓口の職員の義務)

第11条 告発の受付に当たっては、受付窓口の職員は、告発者の秘密の遵守その他告発者の保護を徹底しなければならない。

- 2 受付窓口の職員は、告発を受け付けるに際し、面談による場合は個室にて実施し、書面、ファクシミリ、電子メール、電話等による場合はその内容を他の者が同時および事後に見聞できないような措置を講ずるなど、適切な方法で実施しなければならない。
- 3 前2項の規定は、告発の相談についても準用する。

第4章 関係者の取扱い

(秘密保護義務)

第12条 この規程に定める業務に携わる全ての者は、業務上知ることのできた秘密を漏らしてはならない。職員等でなくなった後も、同様とする。

- 2 学長は、告発者、被告発者、告発内容、調査内容および調査経過について、調査結果の公表に至るまで、告発者および被告発者の意に反して外部に漏洩しないよう、これらの秘密の保持を徹底しなければならない。
- 3 学長は、当該告発に係る事案が外部に漏洩した場合は、理事長と協議のうえ告発者および被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず、調査事案について公に説明することができる。ただし、告発者または被告発者の責に帰すべき事由により漏洩したときは、当該者の了解は不要とする。
- 4 学長またはその他の関係者は、告発者、被告発者、調査協力者または関係者に連絡または通知をするときは、告発者、被告発者、調査協力者および関係者等の人権、名誉およびプライバシー等を侵害することのないように、配慮しなければならない。

(告発者の保護)

第13条 学長、学科長は、告発をしたことを理由とする当該告発者の職場環境の悪化や差別待遇が起きないようにするために、適切な措置を講じなければならない。

- 2 本学に所属する全ての者は、告発をしたことを理由として、当該告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。
- 3 学長は、告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、理事長に報告し、理事長は学校法人産業能率大学正規職員就業規則、学校法人産業能率大学常勤嘱託就業規則、その他関係諸規程（以下「就業規則等」という。）に従って、その者に対して処分を課すことができる。
- 4 理事長は、悪意に基づく告発であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に当該告発者に対して解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(被告発者の保護)

第14条 本学に所属する全ての者は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者に対して不利益な取扱いをしてはならない。

- 2 学長は、相当な理由なしに、被告発者に対して不利益な取扱いを行った者がいた場合は、理事長に報告し、理事長は就業規則等に従って、その者に対して処分を課すことができる。
- 3 理事長は、相当な理由なしに、単に告発がなされたことのみをもって、当該被告発者の研究活動の部分的または全面的な禁止、解雇、配置換え、懲戒処分、降格、減給その他当該被告発者に不利益な措置等を行ってはならない。

(悪意に基づく告発)

第15条 何人も、悪意に基づく告発を行ってはならない。本規程において、悪意に基づく告発とは、被告発者を陥れるためまたは被告発者の研究を妨害するため等、専ら被告発者に何らかの不利益を与えることまたは被告発者が所属する組織等に不利益を与えることを目的とする告発をいう。

- 2 学長は、悪意に基づく告発であったことが判明した場合は、理事長に報告し、理事長は当該告発者の氏名の公表、懲戒処分、刑事告発その他必要な措置を講じることができる。
- 3 学長は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関および関係省庁に対して、その措置の内容等を通知する。

第5章 事案の調査

(予備調査の実施)

第16条 第9条に基づく告発があった場合または学長がその他の理由により予備調査の必要を認めた場合は、学長は理事長に報告のうえ、予備調査委員会を設置し、予備調査委員会は速やかに予備調査を実施しなければならない。

- 2 予備調査委員会は、原則として3名の委員（委員長含む）によって構成するものとし、全ての委員は、告発者および被告発者との直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 3 前項による委員（委員長の指名も含む）は、学長が理事長と協議のうえ決定する。

- 4 予備調査委員会は、必要に応じて、予備調査の対象者に対して関係資料その他予備調査を実施するうえで必要な書類等の提出を求めまたは関係者のヒアリングを行うことができる。
- 5 予備調査委員会は、本調査の証拠となり得る関係書類、研究ノート、実験資料等を保全する措置をとることができる。

(予備調査の方法)

第 17 条 予備調査委員会は、告発された行為が行われた可能性、告発の際に示された科学的理由の論理性、告発内容の本調査における調査可能性、その他必要と認める事項について、予備調査を行う。

- 2 告発がなされる前に取り下げられた論文等に対してなされた告発についての予備調査を行う場合は、取下げに至った経緯および事情を含め、研究上の不正行為の問題として調査すべきものか否か調査し、判断するものとする。

(本調査の決定等)

第 18 条 予備調査委員会は、告発を受け付けた日または予備調査の指示を受けた日から起算して 30 日以内に、予備調査結果を学長に報告する。

- 2 学長は、予備調査結果を踏まえ、理事長と協議のうえ、直ちに、本調査を行うか否かを決定する。
- 3 学長は、本調査を実施することを決定したときは、告発者および被告発者に対して本調査を行う旨を通知し、本調査への協力を求める。
- 4 学長は、本調査を実施しないことを決定したときは、その理由を付して告発者に通知する。この場合には、資金配分機関や告発者の求めがあった場合に開示することができるよう、予備調査に係る資料等を保存するものとする。
- 5 学長は、本調査を実施することを決定したときは、当該事案に係る研究費等の配分機関および関係省庁に、本調査を行う旨を報告するものとする。

(調査委員会の設置)

第 19 条 学長は、本調査を実施することを決定したときは、同時に、調査委員会を設置する。

- 2 調査委員会は、原則として 4 名以上の委員（委員長含む）によって構成するものとし、委員の半数以上は本学に属さない外部有識者でなければならない。また、全ての委員は、告発者および被告発者との直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 3 調査委員会には、事案に係る専門の事項を調査させるため、必要があるときは専門委員を置くことができる。
- 4 第 2 項による委員（委員長の指名も含む）および第 3 項による専門委員は、学長が理事長と協議のうえ決定する。

(本調査の通知)

第 20 条 学長は、調査委員会を設置したときは、調査委員会委員（専門委員含む）の氏名および所属を告発者および被告発者に通知する。

- 2 前項の通知を受けた告発者または被告発者は、当該通知を受けた日から起算して 7 日以内に、書面により、学長に対して調査委員会委員（専門委員含む）に関する異議を申し立てることができる。
- 3 学長は、前項の異議申立てがあった場合は、当該異議申立ての内容を審査のうえ、理事長と協議し、その内容が妥当であると判断したときは、当該異議申立てに係る調査委員会委員（専門委員含む）を交代させるとともに、その旨を告発者および被告発者に通知する。

(本調査の実施)

第 21 条 調査委員会は、本調査の実施の決定があった日から起算して 30 日以内に、本調査を開始するものとする。

- 2 調査委員会は、告発者および被告発者に対し、直ちに、本調査を行うことを通知し、調査への協力を求めるものとする。
- 3 調査委員会は、告発において指摘された当該研究に係る論文、実験・観察ノート、生データその他資料の精査および関係者のヒアリング等の方法により、本調査を行うものとする。
- 4 調査委員会は、被告発者による弁明の機会を設けなければならない。
- 5 調査委員会は、被告発者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めるこ

とができる。また、被告発者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間および機会並びに機器の使用等を保障するものとする。

- 6 被告発者、被告発者およびその他当該告発に係る事案に関係する者は、調査が円滑に実施できるよう積極的に協力し、真実を忠実に述べるなど、調査委員会の本調査に誠実に協力しなければならない。

(本調査の対象)

第 22 条 本調査の対象は、告発された事案に係る研究活動の他、調査委員会の判断により、本調査に関連した被告発者の他の研究を含めることができる。

(証拠の保全)

第 23 条 調査委員会は、本調査を実施するに当たって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料およびその他関係書類を保全する措置をとるものとする。

- 2 告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学でないときは、調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料およびその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。
- 3 調査委員会は、前 2 項の措置に必要な場合を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。

(本調査の中間報告)

第 24 条 調査委員会は、本調査の終了前であっても、告発された事案に係る研究活動の予算の配分または措置をした配分機関等の求めに応じ、本調査の中間報告を当該資金配分機関等に提出するものとする。

(調査における研究または技術上の情報の保護)

第 25 条 調査委員会は、本調査に当たっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究または技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏洩することのないよう、十分配慮するものとする。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第 26 条 調査委員会の本調査において、被告発者が告発された事案に係る研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動が科学的に適正な方法および手続にのっとり行われたこと、並びに論文等もそれに基づいて適切な表現で書かれたものであることを、科学的根拠を示して説明しなければならない。

- 2 前項の場合において、再実験等を必要とするときは、第 21 条第 5 項の定める保障を与えなければならない。

第 6 章 不正行為等の認定

(認定の手続)

第 27 条 調査委員会は、本調査を開始した日から起算して 150 日以内に調査した内容をまとめ、不正行為が行われたか否か、不正行為と認定された場合はその内容および悪質性、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等および当該研究における役割、その他必要な事項を認定する。

- 2 前項に掲げる期間につき、150 日以内に認定を行うことができない合理的な理由がある場合は、その理由および認定の予定日を付して学長に申し出て、その承認を得るものとする。
- 3 調査委員会は、不正行為が行われなかったと認定される場合において、調査を通じて告発が悪意に基づくものであると判断したときは、併せて、その旨の認定を行うものとする。
- 4 前項の認定を行うに当たっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。
- 5 調査委員会は、本条第 1 項および第 3 項に定める認定が終了したときは、直ちに、学長に報告しなければならない。
- 6 学長は、前項の認定結果について、理事長に報告しなければならない。

(認定の方法)

第 28 条 調査委員会は、告発者から説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、不正行為か否かの認定を行うものとする。

- 2 調査委員会は、被告発者による自認を唯一の証拠として不正行為を認定することはできない。

- 3 調査委員会は、被告発者の説明およびその他の証拠によって、不正行為であるとの疑いを覆すことができないときは、不正行為と認定することができる。保存義務期間の範囲に属する生データ、実験・観察ノート、実験試料・試薬および関係書類等の不存在等、本来存在するべき基本的な要素が不足していることにより、被告発者が不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも、同様とする。

(調査結果の通知および報告)

- 第 29 条 学長は第 27 条第 6 項に基づく理事長への報告後、速やかに、調査結果（認定を含む）を告発者、被告発者および被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。
- 2 学長は、前項の通知に加えて、調査結果を当該事案に係る資金配分機関および関係省庁に報告するものとする。
 - 3 学長は、悪意に基づく告発との認定があった場合において、告発者が本学以外の機関に所属しているときは、当該所属機関にも通知するものとする。

(不服申立て)

- 第 30 条 研究活動上の不正行為が行われたものと認定された被告発者は、通知を受けた日から起算して 14 日以内に、調査委員会に対して不服申立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。
- 2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申立ての審議の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。）は、その認定について、第 1 項の例により、不服申立てをすることができる。
 - 3 不服申立ての審査は、調査委員会が行う。学長は、新たに専門性を要する判断が必要となる場合は、理事長と協議のうえ、調査委員（専門委員を含む）の交代若しくは追加、または調査委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。ただし、調査委員会の構成の変更等を行う相当の理由がないと認めるときは、この限りでない。
 - 4 前項に定める新たな調査委員は、第 19 条第 2 項に準じて指名する。
 - 5 調査委員会は、当該事案の再調査を行うまでもなく、不服申立てを却下すべきものと決定した場合には、直ちに、学長に報告する。報告を受けた学長は理事長に報告の後、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。その際、その不服申立てが当該事案の引き延ばしや認定に伴う各措置の先送りを主な目的とするものと調査委員会が判断した場合は、以後の不服申立てを受け付けないことを併せて通知するものとする。
 - 6 調査委員会は、不服申立てに対して再調査を行う旨を決定した場合には、直ちに、学長に報告する。報告を受けた学長は理事長に再調査を行う旨を報告した後、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
 - 7 学長は、被告発者から不服申立てがあったときは告発者に対して通知し、告発者から不服申立てがあったときは、当該告発者が本学以外の機関に所属している場合は、当該所属機関および被告発者に対して通知するものとする。また、その事案に係る資金配分機関および関係省庁に通知する。不服申立ての却下または再調査開始の決定をしたときも同様とする。

(再調査)

- 第 31 条 前条に基づく不服申立てについて、再調査を実施する決定をした場合には、調査委員会は、不服申立人に対し、先の調査結果を覆すに足るものと不服申立人が思料する資料の提出を求め、その他当該事案の速やかな解決に向けて、再調査に協力することを求めるものとする。
- 2 前項に定める不服申立人からの協力が得られない場合には、調査委員会は、再調査を行うことなく手続を打ち切ることができる。その場合には、調査委員会は、直ちに学長に報告する。報告を受けた学長は理事長に手続の打ち切りを報告した後、不服申立人に対し、その決定を通知するものとする。
 - 3 調査委員会は、再調査を開始した場合には、その開始の日から起算して 50 日以内に、先の調査結果を覆すか否かを決定し、その結果を直ちに学長に報告するものとする。ただし 50 日以内に調査結果を覆すか否かの決定ができない合理的な理由がある場合は、その理由および決定予定日を付して学長に申し出て、その承認を得るものとする。
 - 4 学長は、前項の調査結果について、理事長に報告しなければならない。
 - 5 学長は、前項に基づく理事長への報告後、本条第 2 項または第 3 項の報告に基づき、速

やかに、再調査手続の結果を告発者、被告発者および被告発者以外で研究活動上の不正行為に関与したと認定された者に通知するものとする。告発が悪意に基づくものと認定された告発者または被告発者が本学以外の機関に所属している場合は、その所属機関にも通知する。また、当該事案に係る資金配分機関および関係省庁に報告する。

(調査結果の公表)

- 第 32 条 学長は理事長と協議のうえ、研究活動上の不正行為が行われたとの認定がなされた場合には、速やかに、調査結果を公表するものとする。
- 2 前項の公表における公表内容は、研究活動上の不正行為に関与した者の氏名・所属、研究活動上の不正行為の内容、本学が公表時までに行った措置の内容、調査委員会委員(専門委員を含む)の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
 - 3 前項の規定にかかわらず、研究活動上の不正行為があったと認定された論文等が、告発がなされる前に取り下げられていたときは、当該不正行為に関与した者の氏名・所属を公表しないことができる。
 - 4 研究活動上の不正行為が行われなかったとの認定がなされた場合には、調査結果を公表しないことができる。ただし、被告発者の名誉を回復する必要があると認められる場合、調査事案が外部に漏洩していた場合または論文等に故意若しくは研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものでない誤りがあった場合は、調査結果を公表するものとする。
 - 5 前項ただし書きの公表における公表内容は、研究活動上の不正行為がなかったこと、論文等に故意または研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによるものではない誤りがあったこと、被告発者の氏名・所属、調査委員会委員の氏名・所属、調査の方法・手順等を含むものとする。
 - 6 学長は理事長と協議のうえ、悪意に基づく告発が行われたとの認定がなされた場合には、告発者の氏名・所属、悪意に基づく告発と認定した理由、調査委員会委員(専門委員を含む)の氏名・所属、調査の方法・手順等を公表する。

第 7 章 措置および処分

(本調査中における一時的措置)

- 第 33 条 学長は、本調査を行うことを決定したときから調査委員会の調査結果の報告を受けるまでの間、被告発者に対して告発された研究費の一時的な支出停止等の必要な措置を講じることができる。
- 2 学長は、資金配分機関から、被告発者の該当する研究費の支出停止等を命じられた場合には、それに応じた措置を講じるものとする。

(研究費の使用中止)

- 第 34 条 学長は、研究活動上の不正行為に関与したと認定された者、研究活動上の不正行為が認定された論文等の内容に重大な責任を負う者として認定された者、および研究費の全部または一部について使用上の責任を負う者として認定された者(以下「被認定者」という。)に対して、直ちに研究費の使用中止を命ずるものとする。

(論文等の取下げ等の勧告)

- 第 35 条 学長は、被認定者に対して、研究活動上の不正行為と認定された論文等の取下げ、訂正またはその他の措置を勧告するものとする。
- 2 被認定者は、前項の勧告を受けた日から起算して 14 日以内に勧告に応ずるか否かの意思表示を学長に行わなければならない。
 - 3 学長は理事長と協議のうえ、被認定者が第 1 項の勧告に応じない場合は、その事実を公表するものとする。

(措置の解除等)

- 第 36 条 学長は、研究活動上の不正行為が行われなかったものと認定された場合は、本調査に際してとった研究費の支出停止等の措置を解除するものとする。また、証拠保全の措置については、不服申立てがないまま申立期間が経過した後または不服申立ての審査結果が確定した後、速やかに解除する。
- 2 学長は、研究活動上の不正行為を行わなかったと認定された者の名誉を回復する措置および不利益が生じないための措置を講じるものとする。

(処分)

- 第 37 条 学長は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合は、理

事長に報告し、理事長は当該研究活動上の不正行為に関与した者に対して、法令、就業規則等に従って、処分を課すものとする。

- 2 学長は、前項の処分が課されたときは、該当する資金配分機関および関係省庁に対して、その処分の内容等を通知する。

(是正措置等)

第38条 学長は、本調査の結果、研究活動上の不正行為が行われたものと認定された場合には、(削除)速やかに是正措置、再発防止措置、その他必要な環境整備措置(以下「是正措置等」という。)をとるものとする。

- 2 学長は、前項の是正措置等について理事長に報告しなければならない。
- 3 学長は、前項に基づく理事長への報告の後、第1項に基づいてとった是正措置等の内容を該当する資金配分機関並びに文部科学省およびその他の関係省庁に対して報告するものとする。

第8章 その他

(他の研究機関等からの調査協力要請への対応)

第39条 他の研究機関等が告発を受けた事案で、当該告発に係る研究活動が本学で行われた場合、本学は当該研究機関等の要請に応じ、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料およびその他関係書類を保全する措置をとる等、当該研究機関等の調査に誠実に協力するものとする。

(本規程の短大ホームページでの公表)

第40条 学長は、本学における研究活動上の不正行為の防止および不正行為が生じた場合の対応について本学内外に周知するため、本規程を短大のホームページに掲載するものとする。

附則

この規程は、2016年1月28日から施行する。